令和２年６月１０日（水）開催

令和２年度
第３回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第３回横浜町農業委員会定例総会議事録

１．期　　日　　令和２年６月１０日（水）
２．開 催 時 間　　午後１時００分
３．場　　所　　横浜町役場　３階　大会議室
４．出席委員氏名　　１番　澤谷政夫委員　２番　杉山幸進委員　３番　長倉喜美男委員
　　４番　濱辺健一委員　５番　沖津由藏委員　６番　野坂時夫委員
　　７番　青木一人委員　８番　菊池國廣委員　９番　鳥山義広委員
５．出席職員氏名　　農業委員会事務局長　澤谷　誠　　主査　秋田　凌
６．案　　件
　報告　第１号　　農地の転用事実に関する照会について
　報告　第２号　　農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について
　議案　第１号　　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
　議案　第２号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について
　議案　第３号　　非農地証明願の承認について
　議案　第４号　　横浜町農用地利用集積計画（案）について
７．議事の経過並びに会議要領

事務局長　　定刻となりましたので、ただいまより令和２年６月２日に招集告示致しました令和２年度第３回農業委員会定例総会を開会致します。
　　（皆様ご起立ください・礼・ご着席ください）

　　本日、出席されている農業委員は９名ですので、横浜町農業委員会会議規則第 7 条により、総会は成立致します。また、現地調査の結果報告のため、農地利用最適化推進委員より２名出席されております。

　　初めに鳥山会長よりご挨拶をお願い致します。

議　長　鳥山君　　（あいさつ省略）

事務局長　　それでは、横浜町農業委員会会議規則第５条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議　長　鳥山君　　それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

７番　青木一人　委員、８番　菊地國廣　委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日１日限りと決定致します。

それでは、報告第１号　農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

（事務局の説明）

事務局　　１ページをお願い致します。

報告第１号　農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。今回は１件でございます。番号１について、〇〇〇より〇〇〇入口付近の〇〇〇の隣に位置しております。現況は砂利が敷き詰められ、耕作できる状態ではありませんでした。以上、農地への復旧見込みは無く、非農地として回答いたしました。以上です。

議　長　鳥山君　　ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

（～意見～）

意見なしと認め、報告第１号を報告済みと致します。

次に、報告第２号　農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

事務局　　２ページをお願い致します。

報告第２号　農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、ご報告致します。

番号１の１から１の３については、〇〇〇の〇〇〇の〇〇〇に位置しており、下北縦貫道路工事に係る仮設道路等用地として一時転用申請を予定している土地であります。〇〇〇氏が牧草として賃貸借契約を結んでいますが、一時転用申請を予定しているため合意解

約をした旨の通知が提出されたため、受理したものであります。以上です。

議　長　鳥山君　　ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

（～意見～）

意見なしと認め、報告第２号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第１号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について、まず番号１及び２まで事務局より説明をお願い致します。

（事務局の説明）

事務局　　３ページをお願いいたします。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は５月２７日（水）に、農業委員６番野坂委員及び農地利用最適化推進委員の秋田委員と濱辺委員並びに事務局の４名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、

議案第１号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は５件でございます。番号１及び２については、譲受人の規模拡大により、双方合意により売買にて所有権移転するものであります。申請地の図面は５ページから６ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議　　長　鳥山君　　引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員　秋田君　　推進委員の秋田です。議案第１号の番号１及び２について現地調査の結果を報告いたします。番号１の１から２の１については、○○○に位置しております。現況について番号１の１、２の１はロータリーで耕起されており、１の２は馬鈴薯が作付けされております。番号２の２は○○○の○○○に位置しており現況は休耕しております。

以上で番号１及び２の現地調査の結果報告を終わります。

議　　長　鳥山君　　ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

（～質疑～）

質疑なしと認め、これより採決致します。

番号１及び２を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号１及び２は許可することに決定致します。

続きまして、番号３及び４についてですが、横浜町農業委員会会議規則第１１条の議事参与の制限に、７番青木一人委員が該当しますので、番号３及び４の審議が終了するまでの間、一時退場を願います。

（～青木委員退場～）

それでは、番号３及び４について事務局より説明をお願い致します。

（事務局の説明）

事務局　　番号３及び４ページをめくりまして番号４については、耕作の作業効率を考慮し、双方合意により交換するものであります。申請地の図面は５ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告いたします。以上です。

議　　長　　鳥山君　　引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員　　秋田君　　番号３及び４については、○○○に位置しており、現況は番号３及び４の１が牧草、４の２は休耕しております。

以上で番号３及び４の現地調査の結果報告を終わります。

議　　長　　鳥山君　　ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

（～質疑～）

質疑なしと認め、これより採決致します。

番号３及び４を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号３及び４は許可することに決定致します。
番号３及び４の審議が終了しましたので、青木一人委員の入場を認めます。

（～青木一人委員入場～）

続きまして、番号５について事務局より説明をお願い致します。

（事務局の説明）

事務局　番号５については、土地の相続人が不在となり弁護士が財産管理人となっている土地となっており、双方合意により売買にて所有権移転するものであります。申請地の図面は７ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議　　長　鳥山君　引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員　秋田君　番号５については、○○○から○○○へ約２５０ｍ進み、○○○に位置しております。現況はながいもが作付けされておりました。
以上で番号５の現地調査の結果報告を終わります。

議　　長　鳥山君　ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

（～質疑～）

質疑なしと認め、これより採決致します。
番号５を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、番号５は許可することに決定致します。

次に、議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明　をお願致します。

（事務局の説明）

事務局　　８ページをお願い致します。

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は３件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。番号１及び２の１から２の４については、下北縦貫道路工事に伴い地盤強化工事のため仮設道路等用地として使用するための申請となっており、小作人の同意も得られております。続きまして９ページをお願い致します。番号３については、牧草地へ太陽光パネル３６０枚を３列に分けて設置する計画となっております。申請地の図面は１０ページから１１ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議　　長　　鳥山君　　引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員　　濱辺君　　推進委員の濱辺です。

それでは、議案第２号の現地調査の結果を報告致します。番号１及び２は、〇〇〇の〇〇〇の〇〇〇に位置しております。現況は牧草ですが、下北縦貫道路工事に伴う仮設道路等用地を検討した結果、当該申請地以外では不可能ということ、また、一時転用ということもあり地権者と業者の間で原状回復の同意も得られていることから、特に気になる点はありませんでした。

番号３について、〇〇〇の〇〇〇に位置しております。現況は牧草であります。申請地周辺は、耕作されている農地は無く、海も近いということもあり、集団的観点から見たところ今後集積の需要が見込まれないと考えられます。

以上で議案第２号の現地調査の結果報告を終わります。

議　　長　　鳥山君　　ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

（～質疑～）

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第２号は許可相当とすることに決定致します。

次に、

議案第３号　非農地証明願の承認についてでありますが、番号１について横浜町農業委員会会議規則第１１条の議事参与の制限に、私、鳥山が該当しますので、番号１の審議が終了するまで、一時退席致します。なお、議事の進行につきましては、３番長倉職務代理へお願い致します。

（～鳥山会長一時退席、長倉職務代理議長席へ移動～）

職務代理　長倉君　　議長を務めさせていただきます、長倉です。よろしくお願い致します。

それでは、議案第３号の番号１について、事務局より説明をお願い致します。

事務局　　１２ページをお願い致します。

議案第３号　非農地証明願の承認について、ご説明致します。今回の申請は２件でございます。番号１は相当前より未耕作であり、原野化しているため地目変更を希望するものであります。申請地の図面は１３ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

職務代理　長倉君　　引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員　秋田君　　それでは、議案第３号の番号１について現地調査の結果を報告致します。番号１は、○○○の○○○より○○○へ約１００ｍほど海側に位置しており、周辺は住宅が密集しております。現況は相当前より未耕作であり、原野化しておりました。

以上で番号１の現地調査の結果報告を終わります。

職務代理　長倉君　　ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

（～質疑～）

質疑なしと認め、これより採決致します。

番号１を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号１は承認することに決定致します。

番号１の審議が終了しましたので、ここで議長を交代します。

（長倉職務代理は自分の席へ戻り、鳥山会長が入場し議長席へ戻る）

議　　長　鳥山君　　それでは審議を続けます。続いて番号２について、事務局より説明をお願い致します。

事務局　　番号２については、相当前より未耕作であり、作業小屋が建てられていました。申請地の図面は１４ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告いたします。以上です。

議　　長　鳥山君　　引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員　秋田君　　番号２については、〇〇〇の〇〇〇より〇〇〇へ約１４０ｍに位置しており、現況は相当前より作業小屋が建てられており、農地への復旧は不可能であります。以上で番号２の現地調査の結果報告を終わります。

議　　長　鳥山君　　ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

（～質疑～）

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第３号は承認することに決定致します。

次に、議案第４号　横浜町農用地利用集積計画（案）についてでありますが、番号１について、横浜町農業委員会会議規則第１１条の議事参与の制限に、濱辺友之推進委員が該当しますので、議案第４号の審議が終了するまでの間、一時退場を願います。

（～濱辺友之推進委員退場～）

それでは、事務局より説明をお願い致します。

（事務局の説明）

事務局　　１５ページをお願い致します。

議案第４号　横浜町農用地利用集積計画（案）について、ご説明致します。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、横浜町農用地利用集積計画（案）を定めたので、意見を求めるものであります。今回は農地中間管理事業による賃貸借が１件でございます。利用権の設定を受ける者の規模拡大により、35,469　㎡を５年間借入れする内容となっております。貸借地の図面は１６ページから１８ページにございます。以上です。

議　　長　鳥山君　　ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

（～質疑～）

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第４号は原案のとおり決定致します。

議案第４号の審議が終了しましたので、濱辺友之推進委員の入場を認めます。

以上で本日の報告事項及び議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和２年度第３回農業委員会定例総会を閉会致します。

事務局連絡（その他）

①次回総会　７月１０日（金）午後１時３０分　役場３階大会議室

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和２年６月１０日（水）

横浜町農業委員会

議　　長　　鳥山　義広　　㊞

議事録署名者　　青木　一人　　㊞

議事録署名者　　菊池　國廣　　㊞